



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局総務部環境政策課）…

告示

●東京都告示第九百九十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三十日

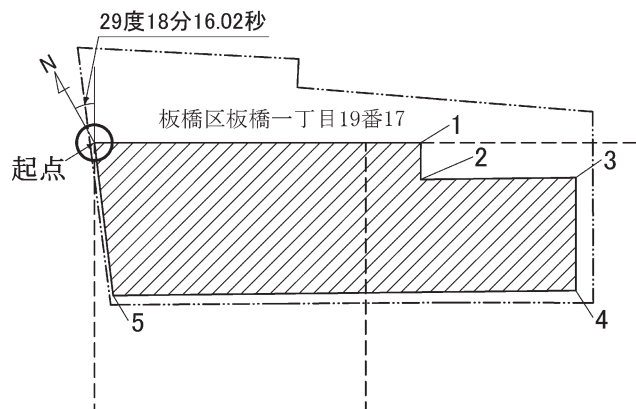
東京都知事 小池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（板橋区板橋一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



点名	X座標	Y座標
起点	-28081.549	-10362.921
1	-28087.051	-10352.223
2	-28088.249	-10352.846
3	-28090.807	-10347.731
4	-28094.500	-10349.632
5	-28086.864	-10364.879

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 要措置区域

【起点】

起点は、座標 (X, Y) = (-28081.549, -10362.921) とする。
※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(29度18分16.02秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

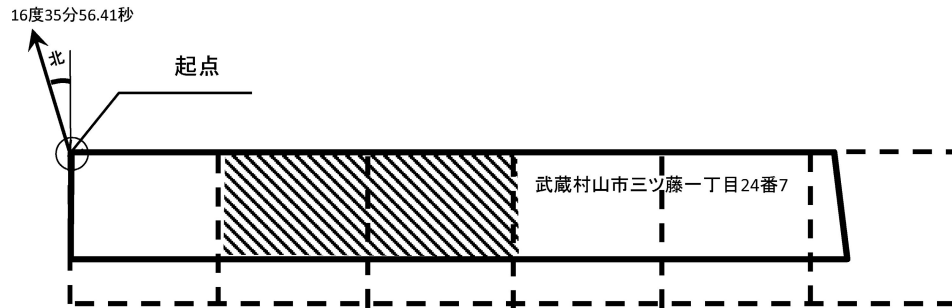
令和七年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（武蔵村山市三ツ藤一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別 図



【起点】

起点は、武蔵村山市三ツ藤一丁目
24番7の最北端とする。

【凡例】

- 調査対象地
▨ 形質変更時要届出区域
----- 単位区画

【格子の回転角度(16度35分56.41秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を
中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年十月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

日本橋一丁目東地区市街地再開発組合

理事長 木村 平右衛門

中央区日本橋一丁目十七番十号

二 対象事業の名称

日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日

令和七年十月三十一日

四 工事完了の予定年月日

令和二十年六月三十日

五 届出日

令和七年十月十四日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

